

追加議案第5号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月20日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 取得財産及び数量 大田原小学校ほか10校で使用する教師用教科書、指導書及び指導用教材用品（平成27年度）
 - (1) 教師用教科書 1,919冊
 - (2) 指導書及び指導用教材物品 2,374点
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 30,688,230円
- 4 契約する相手方 大田原市新富町1丁目5番1号
有限会社大島くじゃ
代表取締役 大島 雅彦